

令和 7 事業年度 介護保険関係業務事業計画

令和 7 事業年度における介護保険関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1 . 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 160 条第 1 項の規定に基づき、医療保険者からの納付金の徴収、市町村に対する介護給付費交付金の交付及び地域支援事業支援交付金の交付等を行うものである。

2 . 下記 3 の交付金の交付に要する財源等に充てるため、医療保険者から法第 150 条第 1 項の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金として、

介護給付費・地域支援事業支援納付金	3,120,604,573 千円
-------------------	------------------

を徴収することを予定している。

3 . 法第 125 条第 1 項の規定による介護給付費交付金として、

介護給付費交付金	3,582,877,425 千円
----------	------------------

法第 126 条第 1 項の規定による地域支援事業支援交付金として、

地域支援事業支援交付金	99,791,579 千円
-------------	---------------

を交付することを予定している。